



公文書開示決定通知書

4上伊広連総務第108号

令和4年9月1日

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長 新海 聡 様

上伊那広域連合議会
議長 白鳥 敏 明



令和4年8月24日付け（令和4年8月26日受付）で開示請求がありました公文書について、次のとおり開示することに決定しましたので、上伊那広域連合情報公開条例第12条第1項の規定により通知します。

開示請求のあった公文書の件名又は内容		2022年8月22日に議会で議決された消防無線デジタル化工事の訴訟の件の議案（令和4年8月上伊那広域連合議会議案書（関係資料）の該当部分）
開示の区分		<input checked="" type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 一部開示
一部開示	開示しない部分	
	開示しない理由	
開示の方法		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付（ <input checked="" type="checkbox"/> 郵送希望）
開示の日時		令和4年9月1日郵送による
開示する場所		郵送による
担当課等		上伊那広域連合 総務課（電話番号0265-78-2500）
備考		

(注)

- 1 公文書の開示を受けるときには、この通知書を提示してください。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して）6月以内に、上伊那広域連合を被告として（広域連合長が被告の代表者となります。）提起することができます。

令和4年8月

上伊那広域連合議会定例会議案書

(関係資料)

令和4年8月22日

和解を行うことについて

下記の損害賠償請求事件について和解をするにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 事件の名称 長野地方裁判所令和2年（ワ）第130号損害賠償請求事件

2 当事者

- (1) 原告 上伊那広域連合
- (2) 被告 神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号
株式会社富士通ゼネラル 代表取締役 齋藤 悦郎
東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
沖電気工業株式会社 代表取締役 鎌上 信也
東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号
日本無線株式会社 代表取締役 小洗 健
東京都港区西新橋二丁目15番12号
株式会社日立国際電気 代表取締役 佐久間 嘉一郎

3 和解の内容

- (1) 原告は、被告株式会社富士通ゼネラル（以下「富士通ゼネラル」という。）に対し、本訴訟に係る請求権（共同不法行為に基づく損害賠償請求権）を放棄する。
- (2) 原告は、被告富士通ゼネラルに対し、伊那消防組合と被告富士通ゼネラルとの間で平成25年9月19日締結した建設工事請負仮契約に係る契約書第50条に規定の債務不履行に基づく損害賠償請求権のうち同条第3項に基づく超過分の損害賠償請求権を放棄する。
- (3) 原告は、被告沖電気工業株式会社、被告日本無線株式会社及び株式会社日立国際電気に対する本件各請求権を放棄する。
- (4) 原告並びに被告沖電気工業株式会社、被告日本無線株式会社及び株式会社日立国際電気は、原告と被告沖電気工業株式会社、被告日本無線株式会社及び株式会社日立国際電気との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

令和4年8月22日提出

上伊那広域連合
広域連合長 白鳥 孝

(提案理由)

長野地方裁判所令和2年(ワ)第130号損害賠償請求事件について、被告富士通ゼネラル他3社と損害賠償請求放棄の和解をするため、提案するものであります。

議案第4号関係資料

損害賠償請求事件に係る和解について

株式会社富士通ゼネラル（以下「富士通ゼネラル」という。）他、被告3社と損害賠償請求放棄の和解を行うことについての概要は、以下のとおりです。

1 当初の訴訟の趣旨

消防指令センター高機能指令システム整備工事及び消防救急無線デジタル化整備工事の入札談合に係る損害賠償金を請求したが、相手方がこれに応じないため、当広域連合が被った損害の賠償を求め、民法第709条（不法行為による損害賠償）及び同法第719条第1項（共同不法行為）の規定に基づき、令和2年6月11日に長野地方裁判所伊那支部へ損害賠償請求訴訟を提起、同年6月18日に長野地方裁判所松本支部へ回付され、現在、裁判継続中。

2 当初の訴訟の被告

富士通ゼネラル、沖電気工業株式会社、
日本無線株式会社、株式会社日立国際電気

3 4社を被告とした理由

(1) 契約関係にあるのは、富士通ゼネラルのみであった。

(2) 富士通ゼネラル以外の3社は公正取引委員会の審決に服したが、富士通ゼネラルのみは審決を不服として取消訴訟を提起したので、公正取引委員会の審決が確定していない。

(3) 富士通ゼネラルとの工事請負契約書には、下記条項がある。

「公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴却下の判決が確定したときは富士通ゼネラルが請負代金額の10分の2に相当する額を賠償金として支払わなければならない」

(4) つまり

ア 契約関係にない3社は審決を受け入れた。

イ 契約関係にある富士通ゼネラルが審決を受け入れずに公正取引委員会に対して審決無効確認の訴訟を提起した。

ウ 不法行為を理由とする損害賠償請求の時効は審決確定から3年である。

エ 時効完成までの間に審決が確定した3社に対して、訴訟を提起しないと富士通ゼネラルが公正取引委員会との審決取消訴訟に勝訴すると、富士通ゼネラルに対しては賠償請求ができず、審決が確定した3社に対しては、時効の完成により賠償請求ができないということになる。

しかし、少なくとも審決が確定した3社に対しては賠償請求しうる余地

を残しておくべきだと考え、時効の心配がない富士通ゼネラルも含めた4社に賠償請求訴訟を提起した。

オ ただし、契約関係にない3社に対する賠償請求訴訟の法的構成は共同不法行為を原因としていて、法的には複雑な論理構成と困難な立証が必要となる。

4 富士通ゼネラル及び他の3社に対する訴訟を和解により取下げる意味と合理性

- (1) 富士通ゼネラルが公正取引委員会に提訴した審決無効確認訴訟は公正取引委員会の主張が認められ富士通ゼネラルは敗訴した。
- (2) 判決は精緻な事実認定をしており、東京高等裁判所に控訴されても判決は覆らない。
- (3) そうなると、上伊那広域連合の富士通ゼネラルに対する賠償請求訴訟の根拠は、複雑な法的構成と立証に困難を伴う共同不法行為ではなく、契約上に審決が確定したら請負代金の2割を支払うということが約束されていることによるもので、こと富士通ゼネラルに限っては、法的構成や立証が非常に容易である。
- (4) 以上の理由を考慮すると、法的構成と立証に困難がある富士通ゼネラルと他の3社を被告とする訴訟については、長野地方裁判所松本支部から提案のあった和解条項案のとおり、被告4社と和解により損害賠償請求をいったん放棄する形で終了させることが、論点を絞れ、法的構成と立証も容易となり、適切妥当かつ賢明と考える。